

# 委託業務仕様書

- 1 委託業務の名称 令和6年度県営住宅消防設備点検業務委託（中部地区）
- 2 委託業務の場所 倉吉市明治町ほか
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで
- 4 委託業務の概要 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づき、県営住宅の消防設備及び防火設備（以下、消防用設備等という。）の機能維持を図るため定期点検（総合点検1回及び機器点検2回）を行う。なお、総合点検は機器点検と同時に実施してもよい。また、製造後10年を迎える消火器の取り替え及び不良箇所の調査、軽微な保守を行う。  
・2014年製造の消火器の取替  
ABC10型3本（泊港団地）  
※ 消火器リサイクルシールの有効期限にかかわらず、本業務の履行期間内に処分を行うこと。
- 5 委託対象設備 別紙「鳥取県中部地区県営住宅 消防設備一覧表」（以下「別紙」という。）による
- 6 一般共通事項
- (1) 諸法規の遵守 本業務委託に適用される関連法令を遵守すること。
- (2) 共通仕様書 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）及び消防法によること。
- (3) 業務責任者 受注者は次の資格を有するものを業務責任者として選任し、業務開始前までに「業務責任者選任届」（様式第1号）を発注者へ届け出ること。また、業務責任者を変更したときは、直ちに発注者に届け出ること。  
[消防法第17条の3の3に定める点検ができる資格]
- (4) 業務従事者 業務のうち、共通仕様書及び消防法で資格による作業規制のあるものについては有資格者がその作業を行うこと。
- (5) 業務関係図書
- ア 業務実施前に業務計画書（委託業務の名称、業務実施体制、業務従事者名簿、緊急連絡体制、作業要領等を記載のこと。）を発注者に提出し、承認を得て業務を実施すること。
- イ 作業実施2週間前までに発注者に実施工程表を提出し、承認を得て業務を実施すること。
- (6) 業務完了通知書、検査及び業務委託料の支払
- ア 受注者は、別記「支払計画表」に示す各回の業務完了後10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに業務完了通知書（様式第2号）及び作業報告書を発注者に提出すること。
- イ 発注者は、アの業務完了通知書を受理した後、10日以内又は令和7年3月31日

のいずれか早い日までに当該業務の検査を行う。

ウ 発注者は、イの検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を受注者に通知するとともに、その日から30日以内に当該業務に係る委託料を受注者に支払う。

エ 発注者が受注者に対して支払う金額は別記「支払計画表」による。ただし、本業務の履行期間中に契約金額の変更を伴う変更契約を締結した場合は、第2回検査合格後の支払いに精算するものとする。

#### (7) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。  
ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承諾を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

#### (8) 損害

業務の遂行に伴って発生した損害（第三者に与えた損害を含む）に係る経費は、受注者の負担とする。ただしその損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りではない。

#### (9) 疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは受注者と発注者が協議して定めるものとする。

### 7 業務特記仕様

#### (1) 業務内容

ア 消防法第17条の3の3及び建築基準法第12条の規定に基づき、別紙に記載の消防用設備等の点検（総合点検及び機器点検2回）を委託するものである。受注者は、消防用設備等の機能保全のため技術員を派遣し、点検を行うものとする。

なお、本仕様書に示されていない事項であっても、設備の機能上必要と認められる軽微な点検、調整、整備は、受注者の負担において実施するものとする。

イ 別紙に記載の製造後10年を迎える消火器を取り替える。廃棄する消火器はリサイクルシールを確認の上、適法に処分すること。

ウ 避難器具は、摺動部、可動部分に適切な注油を行いスムーズな作動調整を行うとともに、作動に支障がある発錆については簡易なケレン除去を行うこと。

エ 2回目の機器点検は、1回目の機器点検から6か月の期間を空けて実施すること。

#### (2) 保守点検方法

ア 設備の点検は「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月1日付け消防予第172号、その後改正があったものについては最新の改正版）及び「防火設備定期検査業務基準」に従い実施すること。なお、住戸内の設備については入居者の承諾を得た上で入室し点検を行うものとするが、入居者と連絡がつかない等入室困難な場合は、発注者と協議してその対応について指示を仰ぐこと。

イ 点検の日程は事前に発注者と協議して決定することとし、入居者の都合等により日程変更を要する場合は発注者の指示に従うこと。

ウ 点検状況及び不具合のあった器具・設備については写真撮影し、発注者に提出すること。

エ 避難器具点検で上下の住戸へ立ち入る場合、警報ベル動作試験等で音の影響がある

点検については、影響がある上下の住戸及び全住戸に確實に周知を行うこと。

オ 消火器及び消防設備器具類が計画設置箇所から移動されている場合は、点検業務の中で正規の場所に移動すること。また、不足、表示の破損紛失がある場合は発注者に報告の上、その指示に従うこと。

(3) 修理又は部品の取替

保守点検時に設備の不具合を発見した場合は、発注者に報告するとともに該当設備の有資格者により原因の特定を行なうこと。なお原因の特定が本業務の範囲内では困難である場合には別途協議とする。原因の特定後は、本業務の範囲内で復旧が可能であれば早急に現状復旧を行うこと。

(4) 報告書等

点検完了後には、発注者に消防用設備等点検結果報告書及び定期検査報告書を各2部提出し、様式に定める押印を受けること。

なお、報告書の様式は、平成31年消防庁告示第5号及び平成31年消防庁告示第6号に定める様式とする。また、点検不良箇所一覧表（建物名称、場所、点検結果、不良内容、機器型番等を記した総括表）を2部提出すること。

(5) その他

ア 各施設の消防設備等の内容、設置位置を自ら確認し適法に点検を行うこと。これに必要な施設の保管している資料(各種図面、関係届出書類)については発注者において閲覧に供するので受注者において確認のこと。

イ 点検終了時に点検結果についての説明を行うとともに不良箇所については、その詳細を点検結果報告書とは別に報告書を示すこと。様式は任意とする。

## 業務責任者選任届

令和 年 月 日

鳥取県中部総合事務所長 様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

1 委託業務の名称 令和6年度県営住宅消防設備点検業務委託（中部地区）

2 委託業務の場所 倉吉市明治町ほか

3 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和7年3月24日まで

4 担 当 者 氏 名

区分	氏名
業務責任者 (主な資格)	( )

## 業務完了通知書

令和 年 月 日

鳥取県中部総合事務所長 様

業務が完了したので、下記のとおり通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

記

委託業務の名称	令和6年度県営住宅消防設備点検業務委託（中部地区）
委託業務の場所	倉吉市明治町ほか
履行期間	令和 年 月 日から令和7年3月24日まで
委託料	
委託業務完了年月日	
成 果 品	

別 記

## 支払計画表

支払請求日	支払金額
第1回点検（総合点検及び機器点検）の 検査合格後	金 (契約後に記載) 円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 (契約後に記載) 円 〕
第2回点検（機器点検）の検査合格後	金 (契約後に記載) 円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 (契約後に記載) 円 〕

※ 各回の支払金額は、本業務にかかる契約金額を2で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

なお、各回の支払金額の合計額が本業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足分を第1回の支払金額に合算する。